

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	食品表示法(平成25年法律第70号)
規制の名称	食品の自主回収情報の届出
規制の区分	新設
担当部局	消費者庁食品表示企画課
評価実施時期	平成30年10月
規制の目的、内容及び必要性	全国網羅的な食品の自主回収情報を把握し、消費者への適切な情報提供を行うことにより、健康危害を防止するとともに、行政機関によるデータ分析・改善指導を通じた食品表示法違反の防止を図るため、食品関連事業者等が、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合には、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出ることを義務付ける措置を講ずる。
直接的な費用の把握	これまで、特定の事業者が食品の自主回収を行う場合においては、地方公共団体への届出を行うための費用が発生していたところであるが、届出手続は電子化するため、手続の費用は軽減される。 また、現在、多くの地方公共団体では条例等の規定に基づく自主回収報告制度が整備されているため、事業者に新たに発生する追加的な費用は一定程度抑制されるものと考えられる。
直接的な効果(便益)の把握	国及び地方公共団体が、国内の食品の自主回収情報を一元的かつ確実に把握することが可能となるとともに、国において情報が一元化され、国から一元的に情報が提供されることによって、消費者が食品の自主回収情報を把握することも容易となり、健康危害の防止に資する。 また、国から食品の自主回収に関する情報を一元的に提供する仕組みが構築されることで、事業者による自主回収に関する広告等の費用の負担が軽減される場合もあると考えられる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的効果は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	本規制を導入することにより、食品の自主回収情報の届出を義務付けることとなるため、一定の遵守費用は見込まれるが、その影響は限定的と考えられるほか、国及び地方公共団体において全国統一的に食品の自主回収情報を把握し、健康危害の防止に資するという便益は、その費用を大きく上回るものと考えられる。
代替案との比較	食品の自主回収情報を確実に把握するために必要な規制内容であり、代替案は想定されない。

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	食品表示法(平成25年法律第70号)
その他の関連事項	<p>食品衛生規制等の見直しに関する意見(平成29年12月20日 消費者委員会 抜粋)</p> <p>食品リコール情報の把握について 消費者庁においては、食品表示法違反による食品リコールのうち、アレルギー、消費期限等安全性に関わる理由によるものについて、事業者へ報告を義務付け、国民へ情報提供を行う体制を構築するなど、厚生労働省における食品衛生法の改正に向けた検討内容を参考にして食品表示法の改正に向けた検討を行うこと。 その際、消費者庁および厚生労働省においては、事業者からの報告や国民への情報提供にあたって混乱を招かないよう、制度の内容に食い違いが生じないようにすること。</p> <p>食品衛生法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成30年4月12日 参議院厚生労働委員会 抜粋)</p> <p>5、食品の自主回収情報の届出・報告については、事務手続の効率化や迅速な情報提供につながるよう、全国共通のシステムの構築を図ること。また、アレルギー、消費期限等安全性に関わる食品表示法違反による回収情報の届出の義務化についても早急に検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。</p>
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年後に事後評価を実施する。